

市税還付事業に係る予算流用について

1 概要

法人市民税は、前年度の確定した法人税割額の1/2を納付する予定申告（中間納付）制度がある。事業年度終了後、確定申告により確定した法人税割額が中間納付額を上回った場合は追加納付が発生し、確定した法人税割額が中間納付額を下回った場合は還付が発生することになる。本年度、法人市民税還付見込額を超過する見込みとなった。このため、流用戻しを前提とした流用により対応する。

2 流用額 95,000千円

(流用元) 款06総務費 項31徴税费

(単位：千円)

目	事業	節・細節	流用額
06 税務総務費	0111 人件費職員	0201 給料/給料	△9,000
10 市民税费	0111 人件費職員	0201 給料/給料	△30,000
20 資産税费	0111 人件費職員	0201 給料/給料	△30,000
36 収納対策費	0111 人件費職員	0201 給料/給料	△26,000
計			△95,000

(流用先) 款06総務費 項31徴税费

(単位：千円)

目	事業	節・細節	流用額
06 税務総務費	1116 税務管理事業 /市税還付事業	2301 償還金利子及び 割引料/返還金	95,000

3 流用後の対応

2月補正予算議決後、同額の流用戻しを予定。